

「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ファミリーケア城南」利用契約書（三者契約）

◇◆目次◆◇

第一章 総 則

第1条（契約の目的）

第2条（契約期間と更新）

第3条（介護予防認知症対応型通所介護計画の決定・変更）

第4条（指定介護予防認知症対応型通所介護の内容）

第5条（利用料その他の費用の額）

第二章 事業者の義務

第6条（事業者及び事業所の従業者の義務）

第7条（秘密保持）

第三章 利用者の義務

第8条（サービス利用に当たっての留意事項）

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

第9条（損害賠償責任）

第10条（損害賠償がなされない場合）

第11条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第五章 契約の終了

第12条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

第13条（契約者からの中途解約）

第14条（契約者からの契約解除）

第15条（事業者からの契約解除）

第16条（精算）

第六章 その他

第17条（苦情処理）

第18条（協議事項）

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人久楽会（以下「事業者」という。）は、
_____（以下「利用者」という。）が指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ファミリーケア城南（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される介護予防認知症対応型通所介護サービスを受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

第 1 条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条（契約期間と更新）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第 3 条（介護予防認知症対応型通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画が作成されている場合には、それに沿って利用者の介護予防認知症対応型通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画が作成されていない場合でも、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、介護予防支援事業者を紹介する等介護予防サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画について、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画が変更された場合、もしくは契約者の要請に応じて、介護予防認知症対応型通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、介護予防認知症対応型通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して、介護予防認知症対応型通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第 4 条（指定介護予防認知症対応型通所介護の内容）

- 1 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとし、指定介護予防支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとします。

- 一 健康チェック
- 二 日常生活動作の機能訓練
- 三 食事の提供
- 四 入浴の支援
- 五 排せつの支援
- 六 栄養改善サービス
- 七 口腔機能向上サービス
- 八 送迎

第5条（利用料その他の費用の額）

- 1 指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスである時は、その基準額から介護保険給付額を差し引いた差額分とします。
- 2 前項の厚生労働大臣が定める基準が、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されるものとします。その場合、事業者は利用者又は契約者に事前に通知します。
- 3 前第1項の他、事業者は次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができることとします。

- 一 食費 1食につき 600円（おやつ代75円を含む）
- 二 おむつ代 実費相当額
- 三 クラブ活動等の材料費 実費相当額

（利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用に限る）

- 四 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行った場合に要する費用

通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1km当たり 100円

- 五 利用者がサービス利用の中止を申し出た場合に負担するキャンセル料は次のとおりとします。ただし、利用者本人の病変、急な入院等事業所への連絡ができない場合には、利用者による負担を請求しないものとします。

① 利用日前日までのキャンセルの場合は無料。

② 利用日当日のキャンセルの場合は、第1項に示す厚生労働大臣が定める基準の1割相当額とします。

- 六 前各号に掲げるもののほか、介護予防認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、利用者は実費を負担します。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、事業者はあらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について書面にて説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとします。

第二章 事業者の義務

第 6 条（事業者及び事業所の従業者の義務）

- 1 事業者及び事業所の従業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医療機関等と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及び事業所の従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第 7 条（秘密保持）

- 1 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととします。

第三章 利用者の義務

第 8 条（サービス利用に当たっての留意事項）

- 1 利用者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、次の事項に留意するものとします。
 - 一 利用者は、従業者の指示に従ってサービス提供を受けます。
 - 二 気分が悪くなったときは、すみやかに従業者に申し出ます。
 - 三 施設・設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用します。
 - 四 送迎は、利用者の自宅と事業所間のみにおいて行うものとします。
 - 五 サービス利用の中止、変更がある場合には、利用日の前日までに事業所に申し出ます。ただし、利用者本人の病変、急な入院等事業所への連絡ができない場合にはこの限りではありません。

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

第9条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第7条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第10条（損害賠償がなされない場合）

- 1 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 二 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 四 契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第11条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、契約者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章 契約の終了

第12条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要支援認定により利用者の心身の状況が自立または要介護と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第13条から第15条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれ

ている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第13条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 利用者が入院した場合
 - 二 利用者に係る介護予防サービス計画が変更された場合

第14条（契約者からの契約解除）

- 1 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防認知症対応型通所介護サービスを実施しない場合
 - 二 事業者もしくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第15条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 契約者による、第5条に定めるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第16条（精算）

- 1 第12条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日の属する月の翌月末日までに精算するものとします。

第六章 その他

第17条（苦情処理）

- 1 事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付け

る窓口を設置して適切に対応するものとします。

第18条（協議事項）

- 1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、事業者、契約者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 石川県金沢市利屋町は64番地1
氏名 社会福祉法人 久楽会
理事長 新谷 博範

利用者 住所
氏名

契約者 住所
氏名